

(普通徴収用)

介護保険はみなさんで 支え合う大切な制度です。

保険料は大切な財源です。

介護保険料は、40歳から64歳までは加入されている医療保険の保険料に介護保険分を加えて納入されていましたが、65歳になられた月から紀北広域連合に納入していただくことになります。

65歳以上(注)の人の介護保険料は、前年度所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため4～7月に仮徴収が先に行われ(1期・2期)、8月に保険料が決まることになります。

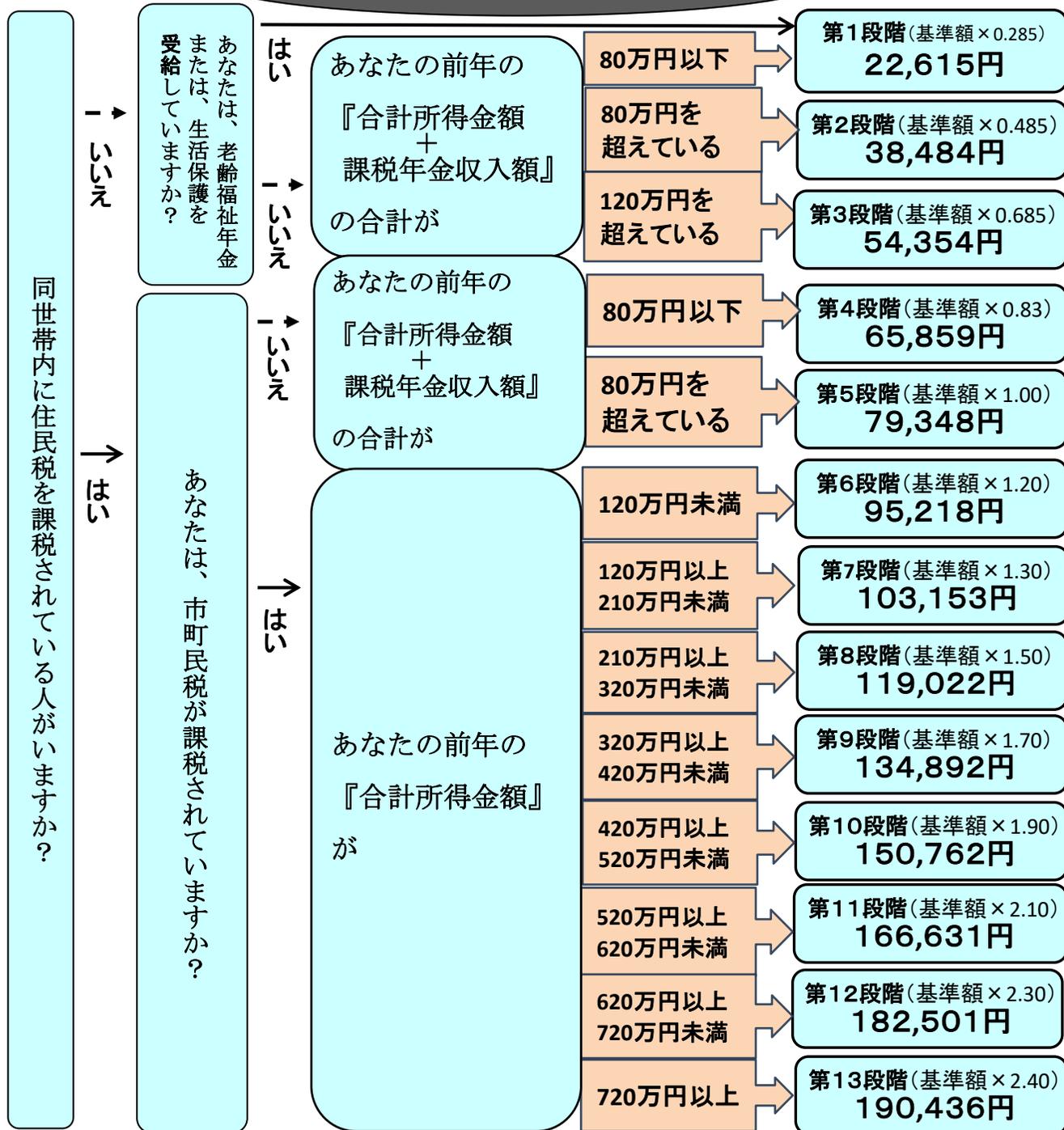
(3期～6期) ※65歳になられた年度では事務処理上、仮徴収が行われず、8月に介護保険料が決定する場合があります。また、年度の途中で65歳になられた人は、65歳になられた日の属する月より月割りにて算定されます。

介護保険は40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。財源が不足すると、必要な介護サービスを十分に揃えられなくなる事もあります。誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

(注)法律上65歳の誕生日の前日が、65歳到達日になります。『年齢計算に関する法律(民法143条(暦に関する法律)を準用)』を根拠としています。《例：4月1日生まれ→3月分から算定》

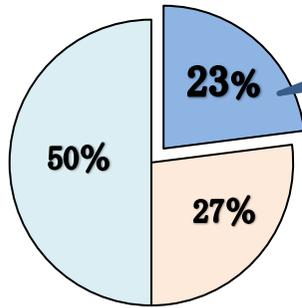
(※)合計所得金額とは 収入からそれぞれの必要経費(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等)を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分離課税所得の合計で「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除をする前の金額です。

介護保険料の決め方



◎住民税非課税世帯(第1～第3段階)において公費を投入し、介護保険料を軽減しています。

介護保険の財源構成について



この部分を65歳以上のみなさんで負担します。

23%	…	65歳以上の人の保険料
27%	…	40歳～64歳の人の保険料
50%	…	公費 (国、県、市町の負担分)

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金額等に応じ普通徴収(納付書払いおよび口座振替)と、特別徴収(年金天引き)の2種類があります。

特別徴収の対象となる人

* 老齢(退職)年金、障害年金及び遺族年金が年額18万円以上の人

普通徴収の対象となる人

* 老齢(退職)年金、障害年金及び遺族年金が年額18万円未満の人

ただし、次の条件に当てはまる方は普通徴収となります。

- 令和6年度の途中で65歳(第1号被保険者)になった人(年金を支給されはじめてもすぐに年金から天引きされません。)
- 令和6年度の途中で他の市町村から転入した人
- 令和6年度の途中で所得段階が変わった人
- 年金の現況届の提出が遅れた人
- 年金を担保にお金を借りている人

<「年度」と「年」の違いについて>

「年度」・・・当年4月より翌年3月まで

「年」・・・当年1月より当年12月まで となります。

確定申告などで用いられる金額は「年」での計算になりますので、「年度」で表記してある介護保険料と差異が出ることがあります。

<保険料の納め方(普通徴収)>

「納入通知書兼領収証書」の納期に基づき、介護保険料を金融機関、各役所(場)、紀北広域連合で納めて下さい。また、口座振替でも保険料を納めることができますのでお問い合わせ下さい。

◇保険料の口座振替について

○お申し込み

金融機関・郵便局※、または各役所(場)、広域連合の窓口にて口座振替依頼書があります。

※郵便振替をご希望の際は、別途専用書類での手続きが必要となります。

○必要なもの

引き落としを希望する口座の通帳、その通帳の印鑑

○口座振替取扱金融機関 [順不同]

- ・三十三銀行 ・紀北信用金庫 ・百五銀行
- ・伊勢農業協同組合 ・東日本信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局

○各期別の納期限および口座振替日について

期 別	納 期 限	口 座 振 替 日
令和6年度 1期	令和6年 4月30日	令和6年 4月25日
令和6年度 2期	令和6年 7月 1日	令和6年 6月25日
令和6年度 3期	令和6年 9月 2日	令和6年 8月26日
令和6年度 4期	令和6年10月31日	令和6年10月25日
令和6年度 5期	令和6年12月27日	令和6年12月25日
令和6年度 6期	令和7年 2月28日	令和7年 2月25日

◎納期限および口座振替日について…納期限は年に6回年金支給月の月末と定められています。また、口座振替日は偶数月の25日となり、該当する日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日となります。

介護保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納期間に応じ介護サービスを利用する際に利用者負担が引き上げられる場合があります。また、滞納している日数に対し規定の年率で延滞金が加算されることがあります。

*この通知が送られてきた人は納付書または口座振替にて介護保険料を納めていただく人です。

(普通徴収)